

議案第 3 2 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 9 年 5 月 1 6 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

専 決 処 分 書

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成２９年３月３１日

北本市長 現王園 孝 昭

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔平成29年3月31日
条例第13号〕

北本市国民健康保険税条例（昭和46年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北本市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

